

○津山圏域資源循環施設組合個人情報の保護に関する法律等施行規則

令和5年3月31日

津山圏域資源循環施設組合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び津山圏域資源循環施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年津山圏域資源循環施設組合条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 津山圏域資源循環施設組合の個人情報保護に関する事項については、津山市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年津山市規則第5号。以下「市規則」という。）を準用する。この場合において、市規則中「市長」を「管理者」に読み替える。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例施行規則（平成21年津山圏域資源循環施設組合規則第19号）は、廃止する。